

令和5年度 第3回
田川市国民健康保険運営協議会
会 議 資 料

開催日時：令和5年12月26日（火）午後6時00分

場 所：田川市役所1階 大会議室

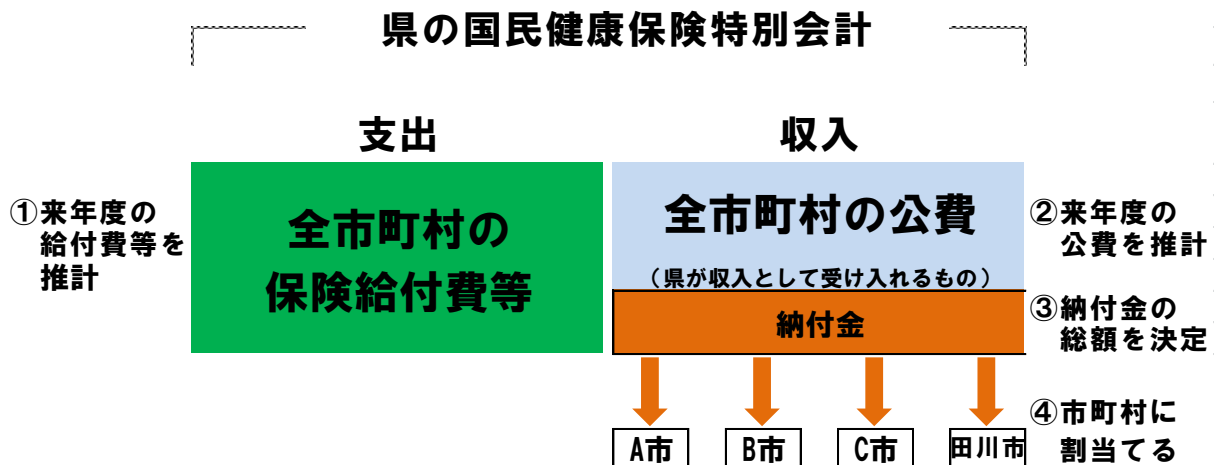
1. 納付金算定の仕組み

1. 納付金算定の流れ

国民健康保険事業費納付金は、県内の保険給付費（医療費）等の負担を構成市町村で分かち合う「割当金」です。納付金の算定は県が行い、以下のように決まります。

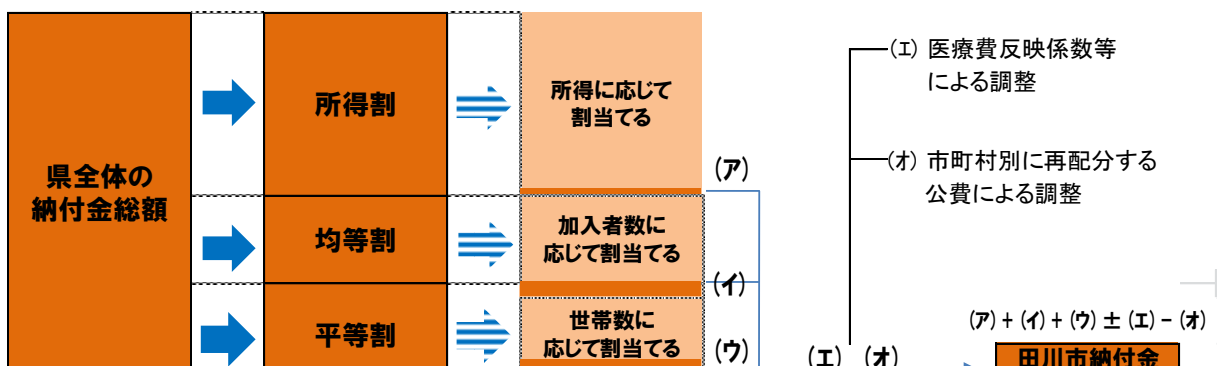
▼ 県全体額の算定方法

- ① 県が来年度の県全体（全市町村）の給付費等を推計します
- ② 県が来年度の県全体の公費（国から入る補助金等）を推計します
- ③ ①と②の差額が納付金の総額になります（足りない分を市町村で負担）
- ④ 市町村への割当てを決めます。



▼ 市町村割当額の算定方法（上記④の算定方法）

- (1) 総額が決まる
- (2) 税区分に金額を割振る
- (3) 市町村に金額を割当てる
- (4) 調整後、納付金額が決まる

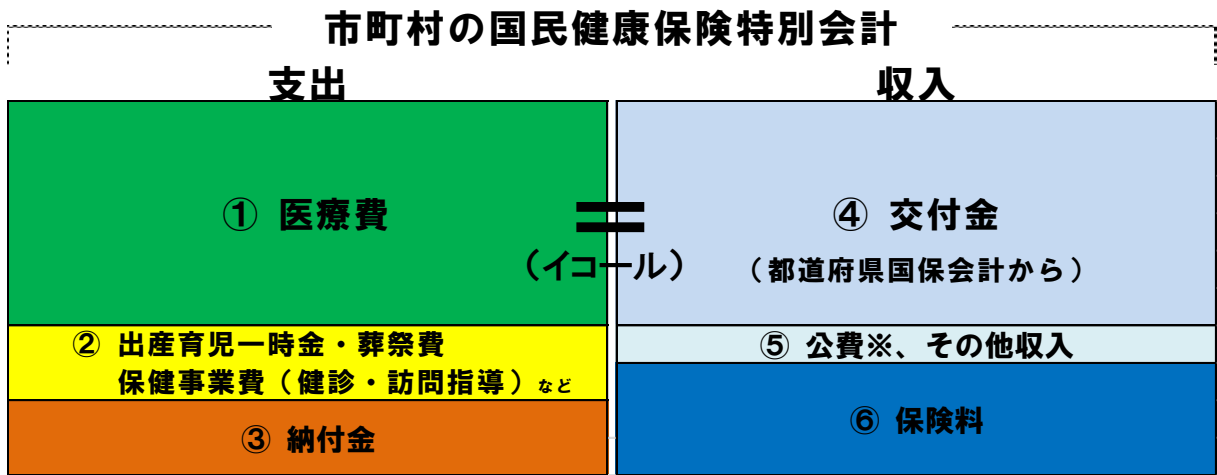


※(3) は各市町村が県内に占める割合から算出されます。田川市の所得が県内の1%なら、(2)の所得割総額の1%が納付金に割り振られます。均等割、平等割も、県内総数に占める被保険者数、世帯数で割り当てられます。→ 市町村の所得や規模に応じて割り振られる。

2. 標準保険料率の提示

県は納付金の算定結果を市町村に示す際に、あわせて「標準保険料率」を提示してきます。この標準保険料率は、当該市町村が納付金を納めるために必要な保険料率を、県が試算したものです。

以下の図は、市町村の特別会計の全体像を表すものですが、県は、納付金を算定した際に、各市町村の決算予想（①医療費～⑥保険料まで）を試算して提示します。すなわち、左の支出と右の収入の収支均衡を図るために必要な保険料総額（⑥）がいくらになるかを提示してきます。この総額から、田川市国保の所得状況、被保険者数、世帯数を使って、逆算して保険料率を割り出します（これが標準保険料率）。



※仮に①医療費が増えても、その分④交付金も増えるので、①の変動は収支に影響しません。

【 標準保険料の算定式 】

保険料で確保すべき総額から逆算して標準保険料率を算出します。

$$\begin{array}{c}
 \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{(ア)} \\ \hline \text{出産・葬祭} \\ \text{保健事業} \\ \hline \text{(上図②)} \\ \hline \end{array} \right) + \begin{array}{|c|} \hline \text{(イ)} \\ \hline \text{納付金額} \\ \hline \text{(上図③)} \\ \hline \end{array} - \begin{array}{|c|} \hline \text{(ウ)} \\ \hline \text{公費等} \\ \hline \text{(上図⑤)} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{(エ)} \\ \hline \text{保険料の} \\ \text{標準的な} \\ \text{収納率} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{(オ)} \\ \hline \text{保険料} \\ \text{賦課総額} \\ \hline \end{array} \div \begin{array}{|c|} \hline \text{(カ)} \\ \hline \text{所得総額} \\ \hline \text{加入者数} \\ \hline \text{世帯数} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{(キ)} \\ \hline \text{所得割} \\ \hline \text{均等割} \\ \hline \text{平等割} \\ \hline \end{array} \\
 \text{（標準保険料率）} \\
 \text{保険料で確保すべき金額 (A)}
 \end{array}$$

2. 納付金の仮算定結果

1. 県全体予算（保険財政）の内訳

本年11月末に、納付金の仮算定結果とその算定根拠が県から示されました。1ページで説明したとおり、市町村納付金は、来年度の県全体予算（歳出・歳入）推計から算出されます。その内訳は以下のとおりです。

【仮算定結果 県全体内訳】

支出		収入	
科目	金額	科目	金額
保険給付費 [医療費等]	3,549億円 (△1億円、△0.0%)	前期高齢者交付金	1,341億円 (△48億円、△3.5%)
後期高齢者支援金等	687億円 (+6億円、+0.9%)	定率国庫負担金	937億円 (+15億円、+1.6%)
介護納付金	225億円 (△3億円、△1.3%)	国普通調整交付金	348億円 (△7億円、△2.0%)
その他 [予備費等]	21億円 (+3億円、+16.7%)	県繰入金	229億円 (+4億円、+1.8%)
合計	POINT1 4,482億円 (+5億円、+0.1%)	高額医療費負担金等	108億円 (+7億円、+6.9%)
		保険者努力支援制度	23億円 (△3億円、△11.5%)
		その他 [暫定措置]	17億円 (△2億円、△10.5%)
		国保事業費納付金	1,479億円 (+39億円、+2.7%)
		合計	POINT2 4,482億円 (+5億円、+0.1%)
			POINT3
一般被保険者数		936千人	(△64千人、△6.4%)
介護2号被保険者数		298千人	(△16千人、△5.1%)

() は前年度比

【Point】

- 74歳以下が負担する後期高齢者支援金の増（75歳以上人口の増）の影響により、支出合計は、前年度比で0.1%増加（+5億円）
- 県内市町村が負担する国保事業費納付金は、支出合計から交付金等を差し引いた残りとなりますが、収入減少が大きく影響して2.7%の増加（+39億円）
- 後期高齢者への移行の影響等から、被保険者総数は、6.4%の減（△6万4千人）

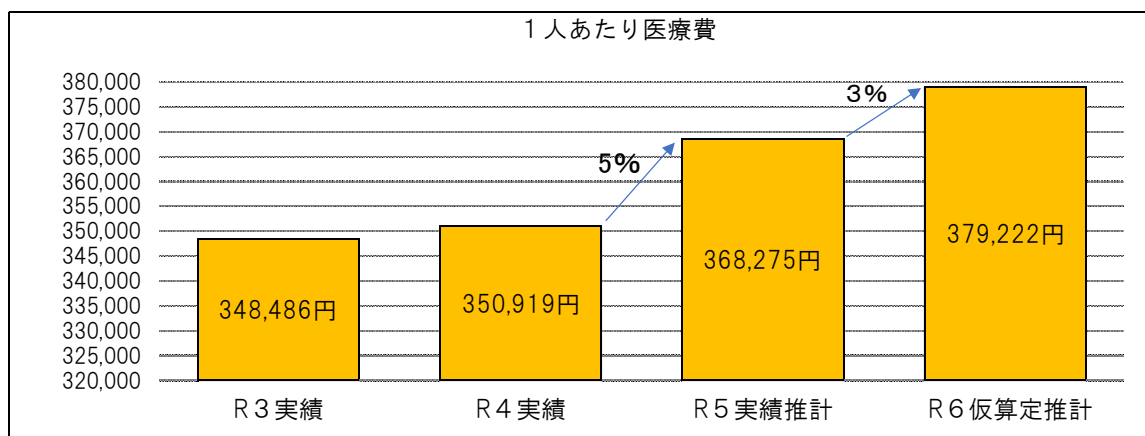
【結果】

納付金総額が増え、被保険者総数が減る ⇒ 1人あたり負担額が増加する。

2. 県全体の一人当たり保険給付費（医療費）の推移

保険給付費（医療費）納付金は、県内の一人当たり医療費の推計値から算出されます。すなわち一人当たり医療費の推計値が納付金の増減の根拠となっています。

令和5年度までの実績と令和6年度の推計値は、以下のとおりです。令和3年度からコロナ禍による受診控えが解消しはじめ、令和5年度になり急増しています。令和6年度は、この高水準を反映した推計値となっています。



▼令和6年度推計に関する県の考え

令和5年度実績推計は、当年度の7カ月分実績（令和5年3月診療～9月診療）から算出したものですが、県は「本年3月から直近月までの実績を基礎として、過去2年間（推計値含む）の伸び率により推計」する方法（国が示す標準的な計算例）を採用し、令和5年度が前年度比5%増となっていることを基準として、令和6年度を3%増と見込んで推計しています。

▼本算定について

仮算定結果は、仮係数（仮算定用の係数）を用いて計算したもので、不確定要素を含めた予算編成上の参考値という位置づけです。納付金は、年明けに通知がある本算定結果で確定します。本算定では、国から示される確定係数（本算定用の係数）により、医療費等の推計値が修正されます。⇒ 例年、納付金額に変動あり

3. 田川市の納付金算定結果（仮算定について）

別冊「令和6年度納付分 国民健康保険事業費納付金、標準保険料率 算定結果資料（仮算定情報）」を参照。

3. 税率の検討について

1. 財源不足（税収不足）の主な要因

仮算定の結果で生じている財源不足は、以下のような要因があります（概算額）。

【要因1】 コロナ禍後の医療費等の増加に伴う納付金の急増（△9千5百万円）

納付金の一人当たり納付額は、医療費等の給付費を反映したものです。令和6年度の納付金は前年度比で一人あたり10,795円の増加となっています。これに、被保険者数を乗じた金額が、市全体の負担増額となります。コロナ禍終息後の受診行動の変化により、急激に医療費が伸びてきた影響によるものです。

$$R6年度一人当たり増 10,795円 \times 8,796人 = 94,952,820円$$

（△9千5百万円）

【要因2】 基金還元のための低税率設定（△7千6百万円）

令和5年度の保険料設定において、7千6百万円ずつ基金の還元を行う保険料設定としていました。すなわち、△7千6百万円の財源不足が生じる低税率設定となっています。

【要因3】 被保険者減少に伴う税収及び補助金等の減少（△6千6百万円）

被保険者数の減や所得減により、保険料収入が減少します。また、加入者数ベースで交付される補助金や交付金等の減少に加え、滞納解消が進んでいる過年度分保険料も収入減少しています。

▼保険料収入

保険料賦課総額	R5年度(11月時点)	R6年度(試算)	差引増減
(ア) 医療分賦課額	528,557,826円	507,588,939円	△ 20,968,887円
(イ) 支援分賦課額	247,014,456円	237,116,020円	△ 9,898,436円
(ウ) 介護分賦課額	75,759,656円	74,288,056円	△ 1,471,600円
合計	851,331,938円	818,993,015円	△ 32,338,923円

（△3千200万円）

▼補助金、交付金等

※県の納付金算定(標準保険料率算定結果詳細・過程情報)リストから抜粋

年度	R5年度本算定(a)	R6年度仮算定(b)	差引増減(b)-(a)
県算定による収入額	403,427,730円	369,452,972円	△ 33,974,758円

（△3千400万円）

【要因1】	△9千500万円
【要因2】	△7千600万円
【要因3】	△6千600万円
【要因4】	△400万円 ※その他増減
合計	△2億4千100万円

※【要因4】 その他増減…交付金、補助金対象外の保健事業経費等の収支増減の影響

2 . 本算定での補正要因

来年1月初旬に県から通知される本算定では、年末に国が示す確定係数（本算定用の係数）を用いて、医療費等の推計値が修正され、納付金額が確定します。確定係数に影響を及ぼすもの（仮算定には含めていないもの）には、以下のようなものが想定されます。

- (1) 令和6年度診療報酬改定 … 医療、介護点数の改定による納付金への影響
- (2) 後期高齢者の負担配分見直し（制度改正） … 後期高齢者支援金への影響

なお、確定係数による補正とは別に、県は令和4年度の県国保会計決算剰余金となる約23億円を、納付金上昇による市町村負担を抑制するために充当する予定です（田川市の一人当たり納付金額は2,323円の減額予定。総額では約2,000万円減）